

令和4年第3回定例市議会提出議案 議案第44号  
 条例新旧対照表 正誤表

○条例新旧対照表 22 ページ

【誤】

改正後	改正前
<p>(趣旨)            第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、藤井寺市立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び藤井寺市立認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園で本市が設置するものをいう。)の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)            (略)</p>

【正】

改正後	改正前
<p>(趣旨)            第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、藤井寺市立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で本市が設置するもの及び藤井寺市立認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園で本市が設置するものをいう。)をいう。)の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)            (略)</p>